



島根県報

令和3年7月20日（火）

第 227 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し	（税 務 課）	2
種畜証明書の書換交付の通報	（農 畜 産 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（沿岸漁業振興課）	3

【公 告】

令和3年度大気モニタ及びヨウ素サンプリング調達業務に係る提案競技の実施	（原子力安全対策課）	3
公共測量の実施（3件）	（技 術 管 理 課）	6
公共測量の終了	（ ” ）	7

【正 誤】

平成23年3月31日付け島根県報号外第68号中	（警 察 本 部）	8
-------------------------	-----------	---

告 示**島根県告示第498号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和3年7月20日

島根県知事 丸 山 達 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社桜商会	島根県浜田市黒川町122番地1	令和3年6月30日

島根県告示第499号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をした旨の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定による通報があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月20日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
10247040784	恵茂勝（全和黑原5266）	肉用牛 黒毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更

島根県告示第500号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年7月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第501号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年7月20日

島根県知事 丸山達也

1 (1) 加入区の名称

五箇・都万加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち五箇出張所及び都万出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

2 (1) 加入区の名称

温泉津・江津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち温泉津出張所の地区の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

公 告

令和3年度大気モニタ及びヨウ素サンプリング調達業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年7月20日

島根県知事 丸山達也

1 提案競技に付する事項

(1) 件名及び数量

大気モニタ及びビヨウ素サンプリング調達業務 一式

(2) 仕様

大気モニタ及びビヨウ素サンプリング調達業務に係る提案競技要求仕様書による。

(3) 期間

契約の日から令和4年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

66,495,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

令和3年7月20日（火）から同年8月17日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎6階） 島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第二グループ

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部

(3) 担当者届 1部

(4) 提案書提出書 1部

- (5) 提案書 8部
- (6) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
- 郵送又は持参による。
- (2) 提出期限
- ア 4の(1)から(3)までの書類については、令和3年8月17日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）
- イ 4の(4)から(6)までの書類については、令和3年8月30日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）
- (3) 提出先
- 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
- 島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第二グループ
- 電話 0852-22-5667 F A X 0852-22-5600
- 電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技に係る質問書について
- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。）。
- (2) 質問提出期限は、令和3年8月3日（火）午後5時までとする。
- (3) 提出先
- 5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、令和3年8月10日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知
- 提案競技参加資格確認申請者に対し、令和3年8月20日（金）までに、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) 令和3年度大気モニタ及びヨウ素サンプリング調達業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い契約予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の項目について、特に重点的に審査する。
- ア 機器の性能及び機能
- イ ソフトウェアの安全性
- ウ 据付調整の確実性
- エ 保守及び障害対応の妥当性
- オ 経済性
- (3) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じて審査委員会によるヒアリングを行う。
- (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (5) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。
- 9 提案の無効に関する事項
- 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Name of goods and quantity to be acquired : Radioactive dust monitor and radioactive iodine sampler
1 set
- (2) Deadline for procurement : March 31, 2022
- (3) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. August 30, 2021
- (4) Contact : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural
Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5667

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年7月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（都市計画図修正）
 - 2 作業期間
令和3年7月7日から同年9月24日まで
 - 3 作業地域
松江市の一部
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年7月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
 - 2 作業期間
令和3年7月20日から令和4年3月18日まで
 - 3 作業地域
浜田市の一部
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について奥出雲町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年7月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和3年7月12日から同月30日まで
 - 3 作業地域
仁多郡奥出雲町小馬木地内
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年6月30日に終了した旨国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年7月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和3年6月1日から同月30日まで
-

3 作業地域

雲南市掛合町入間

正 **誤**

平成23年3月31日付け島根県報号外第68号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から16	会議録を	会議録と